

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業 募集要項 質問回答

No	頁	章	節	1.	(1)	ア	(7)	a.	(a)	項目等	質問内容	回答
1	5	2	7		(2)	カ				近隣対応・対策業務(周辺家屋影響調査を含む。)	地元説明会等で近隣住民から工事に対する要望等が出ていましたらご教示ください。	建設中及び建設後の光害対策の実施、緩衝帯に関する協議の実施、車両出入口の集約、公園の治安面の配慮などの意見をいただいています。詳細については、那珂川市ホームページの「(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業地元説明会の実施結果」のページに地元説明会の会議録を掲載していますのでご確認ください。
2	6	2	12							事業スケジュール(予定)	募集要項の質問回答No.8で「設計・建設期間を早めた場合にはこの限りではありません。」とご回答いただいておりますが、設計・建設期間を早めた場合には、引渡後の開園準備期間としてもよいという理解でよろしいでしょうか。	協議によるものとします。
3	12	3	1		(5)					応募者の構成等	付帯事業の実施は詳細な検討が必要なため、付帯施設実施企業は参加表明時点での明示は不要として頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
4	12	3	1		(7)					応募者の構成等	協力企業も構成企業と同じく応募グループを構成する企業であり、SPCから直接業務を受託・請負企業であることから、「災害時における応急対策業務協定業者が、協力企業から直接業務の一部を受託又は請け負う場合の契約金額の合計」についても「提案金額のうち施設整備設計・建設業務に係る事業費の5%以上」に含めてよいこととしていただきたい。	協力企業も含めてよいこととします。令和7年9月10日に募集要項の修正版を公表しておりますのでご確認ください。
5	12	3	1		(7)					応募者の構成等	協力企業も構成企業と同じ構成員となり、SPCから直接業務を受託・請負企業であることから、「災害時における応急対策業務協定業者が、協力企業から直接業務の一部を受託又は請け負う場合の契約金額の合計」についても「提案金額のうち施設整備設計・建設業務に係る事業費の5%以上」に含めてよいようご検討願います。	協力企業も含めてよいこととします。令和7年9月10日に募集要項の修正版を公表しておりますのでご確認ください。
6	12	3	1		(7)					応急対策業務協定業者について	質問回答(募集要項等に関する質問回答 No36)にて、応急対策業務協定事業者に対して説明会を実施済とのことでしたが、具体的にどのような説明をされたのか内容及び資料を開示願います。	PFI事業のスキームの説明、参加資格要件・加算項目における地域経済への貢献の内容説明、スケジュールの説明を行いました。説明資料を添付資料2として追加します。
7	12	3	1		(7)					応募者の構成について	選定後、災害時における応急対策業務協定業者と工事契約を締結する中で、契約候補が極めて限定的で独占的な立場にあるため、発注者が不利な状況が見込めます。市内事業者の育成、地域経済への貢献の観点は理解しますが、公正で自由な競争原理を促進する点について一定の配慮を頂きたいと思います。そこで業者調達にあたり、災害時における応急対策業務協定業者から高額な見積提示しか入手できないと判断した際、相見積もりとして那珂川市内の非協会事業者からも取寄せ、市の承諾のもとこれを採用できる仕組みを設けることをお願いいたします。	原案のとおりとします。本事業の契約締結後、建設業法令遵守ガイドライン(国土交通省不動産・建設経済局建設業課)等を踏まえ必要に応じた指導、助言を行うことを想定しています。下請取引において不当な取引のおそれがある場合は、市へ申し出てください。
8	12	3	1		(7)					応募者の構成等	災害時における応急対策業務協定業者への発注割合については、参加資格要件であるため、参加表明時に様式2-15を提出する形式となっていると思慮しますが、参加表明時点で分担事業費を確定することは困難です。災害時における応急対策業務協定業者への発注割合については、参加資格要件ではなく事業者選定基準における基礎審査項目として設定頂くことで、提案書類提出時点で確度の高い分担事業費を提示することができ、かつ、市内企業の活用を義務付けるといった意味では同等の効力を有すると思慮します。上記方式への変更を検討いただけますでしょうか。	ご意見を踏まえ、基礎審査項目とし、提案書類提出時に確認することとします。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業 募集要項 質問回答

No	頁	章	節	1.	(1)	ア	(7)	a.	(a)	項目等	質問内容	回答
9	13	1	2							業務実施企業の参加資格要件	設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者はそれぞれ那珂川市指名競争入札参加資格を有している事が要件として記載されていますが、「建設工事」又は「測量・建設コンサルタント等」にて那珂川市指名競争入参加資格を有している者がその参加資格を持って付帯施設実施企業となることは出来ますか。若しくは新たに「物品・役務の提供」の那珂川市指名競争入札参加資格を申請する必要はありますか、ご教示下さい。	「建設工事」又は「測量・建設コンサルタント等」にて那珂川市指名競争入参加資格を有している者がその参加資格を持って付帯施設実施企業となることも可能です。なお、付帯施設実施企業については、那珂川市指名競争入参加資格を有していることを要件にはしていません。
10	13	1	2							業務実施企業の参加資格要件	設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者はそれぞれ那珂川市指名競争入札参加資格を有している事が要件として記載されていますが、「建設工事」又は「測量・建設コンサルタント等」にて那珂川市指名競争入参加資格を有している者がその参加資格を持って維持管理及び運営の各業務を行う者になることは出来ますか。若しくは新たに「物品・役務の提供」の那珂川市指名競争入札参加資格を申請する必要はありますか、	「建設工事」又は「測量・建設コンサルタント等」にて那珂川市指名競争入札参加資格を有している者が維持管理及び運営の各業務を行う者になることは可能です。維持管理及び運営の各業務を行う者(複数の企業で実施する場合は少なくとも1社)は、那珂川市指名競争入札参加資格を有していれば、業種は問いません。
11	13	3	2	2						参加資格要件について	運動公園の設計業務における参加資格要件について、公園内の陸上競技場のみを全面改修する等、公園内の一部の設計実績を有する場合は参加資格を満たしますでしょうか。	公園内の個別の施設のみを対象とする場合は参加資格を満たしません。
12	14	3	2							参加資格要件について	那珂川市指名競争入札参加資格を有していることとありますが、令和6.7年度の参加資格を有しておらず、令和8.9年度分を申請する場合、福岡電子申請サービスの通知メール(審査完了のお知らせ)を提出すればよろしいでしょうか。手続き上貴市へ持参または郵送での書類提出が求められていることから、正式に受理されていることを証明する方法を明示願います。 また、受付開始後速やかに申請手続きを進めますが、審査に時間を要し提出期日までに審査完了のお知らせが届かない場合、参加資格要件を満たさないと判断されますでしょうか。	募集要項に関する質問No.15のとおりです。
13	15	3	2	6		ウ				運動公園(土木)の工事監理業務を行う者	他のPFI事業において、弊社が構成企業として参画するSPCが地方自治体と都市公園の工事に係る工事監理業務を含む事業契約を締結し、当該工事監理業務を弊社がSPCから受託し完了している場合には、ウの要件を満たすと理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	15	3	2	6		ウ				運動公園(土木)の工事監理業務を行う者	「国又は地方公共団体等」とありますが、他のPFI事業においてSPCから都市公園の工事に係る工事監理業務を直接受託し、完了している場合にはウの要件を満たすと理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	15	3	2	8		イ				運営業務を行う者	「令和8年度および令和9年度の那珂川市指名競争入札参加資格の取得に関する手続きを行い正式に受理されていることを証する書類」とは何を指すでしょうか。受理された旨のメール等で良いでしょうか。 また、貴市総務部行政経営課より、令和8年度および令和9年度競争入札参加資格審査は定期審査であり、多数の業者から審査申し込みが行われることが想定され、本業務の参加表明書提出期日までに審査が完了する確約は出来ないと伺っております。審査申請を行っているものの、参加表明書提出までに貴市都合で審査が完了しない場合も想定されますが、その場合は参加表明書提出期日後に受理の証明書類を提出する対応で良いでしょうか。	(前段)市で確認できるため、「令和8年度および令和9年度の那珂川市指名競争入札参加資格の取得に関する手続きを行い正式に受理されていることを証する書類」は不要です。募集要項を修正します。 (後段)参加表明書提出期日までに審査申し込みをし、市が受理することを要件とします。受理が参加表明書提出期日までに行われていれば、審査完了日が参加表明書提出期日以降となっても構いませんが、「令和8年度および令和9年度競争入札参加資格審査」に係る手続きにおける不備があった場合は、担当課の指示に速やかに従い審査を完了させてください。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業 募集要項 質問回答

No	頁	章	節	1.	(1)	ア	(ア)	a.	(a)	項目等	質問内容	回答
16	19	4								募集 及び選定 スケジュール	優先交渉権者決定時点から設計協議に応じていただくことは可能でしょうか。	設計協議は事業契約締結後から行うことを基本としますが、契約協議の中での関連する協議は可能です。
17	22	5	2	8						募集要項等に関する第2回個別対話	複数社で参加することから、個別議題数が多くなる可能性がございますので、十分な対話時間を確保していただくようお願いいたします。	ご意見を踏まえ対話時間を考慮します。詳細は、募集要項等に関する第2回個別対話参加申込事業者に対して個別に通知します。
18	35	9		1						参加資格書類	表中、様式2-15の記載がありませんが提出書類に含まれると理解してよいでしょうか。	様式2-15は削除します。
19	36	9		2						書類審査	様式番号が様式集と整合しておりませんが、様式集の様式番号が正と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式集を正とし、募集要項を修正します。